

答 申 書

平成 13 年 9 月 10 日

(答 申 第 4 6 号)

1 審査会の結論

北海道警察職員に係る平成 4 年度から平成 9 年度までの旅費概算精算請求書を非開示としたことは妥当ではなく、別紙 1 の右欄の審査会の判断に基づいて開示の可否を決定すべきである。しかしながら、3 の(5) のとおり、本件異議申立てを認めることは相当ではない。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関等の説明の要旨

別紙 2 のとおり

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書(以下「本件公文書」という。)は、北海道警察本部、北海道警察学校、各方面本部及び各警察署(ただし、札幌方面栗山警察署、夕張警察署、滝川警察署、門別警察署及び静内警察署を除く。)の職員に係る平成 4 年度から平成 9 年度までの出張旅費の支給に関する旅費概算精算請求書(ただし、北海道警察本部については、平成 6 年度を除く。)であり、同請求書には、別紙 1 の左欄の「本件公文書に記録されている情報」欄に掲げる情報が記録されている。

(2) 本件諮問事案における審議について

ア 北海道知事(以下「実施機関」という。)は、本件公文書のうち別紙 3 の整理番号 1 番から 14 番までに係る公文書については、北海道情報公開条例(平成 10 年北海道条例第 28 号。以下「新条例」という。)による改正前の北海道公文書の開示等に関する条例(昭和 61 年北海道条例第 1 号。以下「旧条例」という。)第 9 条第 2 項第 1 号(公共安全情報)に規定する非開示情報、同項第 2 号(国等との協議等に関する情報)に規定する非開示情報及び第 8 条第 1 項本文(個人情報)に規定する非開示情報に該当するとして、また、整理番号 15 番から 44 番までに係る公文書については、新条例第 10 条第 1 項第 1 号(個人情報)に規定する非開示情報、同項第 3 号(公共安全情報)に規定する非開示情報及び同項第 5 号(国等との協議等に関する情報)に規定する非開示情報に該当するとして、非開示決定処分(以下「本件処分」という。)をした。

なお、本件諮問事案に係る別紙 3 の 44 件の異議申立ては、同一人からの開示請求であって、平成 4 年度から平成 9 年度までのいずれも職員旅費に係るものであるから、当審査会は併合して審議することとした。

イ 第 41 回北海道情報公開審査会で、実施機関及び参加人である北海道警察本部(以下「実施機関等」という。)は、本件公文書に記録されている情報がすべて非開示

情報に該当する旨の主張を変更し、別紙1の中央欄の「実施機関等の主張の変更内容」欄に掲げるとおり、本件公文書に記録されている情報をその旅行用務により、次の4区分に分類した。

(ア) 全国・全道規模の会議、警察本部長及び本部各部長の巡視等（以下「区分A」という。）

(イ) 総務・警務部門の業務視察、業務連絡・指導、事務担当者会議等（以下「区分B」という。）

(ウ) 刑事・生活安全等活動部門の業務指導、巡回教養事務担当者会議等（以下「区分C」という。）

(エ) 事件捜査、引当て捜査、被疑者護送等（以下「区分D」という。）

さらに、本件公文書に記録されている情報ごとに、開示、非開示、原則開示であるが、開示することにより個別の警察活動に支障が生ずるおそれがあるものについては非開示、原則非開示であるが、終結した事件の捜査等に係るものであって、公にしても公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがないものについては開示、警部補（同相当職を含む。以下同じ。）以下の警察職員に係る情報については非開示であるが、警部（同相当職を含む。以下同じ。）以上の警察職員に係るものは原則開示すると主張した。

ウ 異議申立人は、本件処分の取消しを求めているが、実施機関等が主張を変更したことから、当審査会は、本件処分のうち実施機関等が主張を変更したことにより、非開示との主張を維持している項目についての非開示の妥当性について判断することとする。

なお、旧条例第9条第2項第2号及び新条例第10条第1項第5号に該当するとする主張は行っていないことから、当審査会においては、これらについては判断しないこととする。

エ 本件公文書は、実施機関等によれば、約42万7,000枚と推計されているが、大量であることによって生じる問題を解決する上で、開示請求権がみだりに損なわれることのないよう配慮しながら、本件公文書のうち一部に限定して開示を求めることの可否について、異議申立人の意向を確認する必要があることから、第37回北海道情報公開審査会において、新条例第33条第1項に基づき、意見聴取したが、あくまでも全部の公文書の開示を求めるとのことであった。

オ 審議に当たっては、本件は対象公文書の量が多く、かつ、複数の非開示情報が複雑に関係している事案であり、争点を明確にし、原処分の適否を迅速かつ適正に判断する上で、対象公文書に記録されている情報の内容を一定の方式で分類又は整理した資料（いわゆるヴォーン・インデックス）が有効であることから、新条例の一部を改正する条例（平成13年北海道条例第12号）第33条第3項により当該資料を実施機関等から提出させ、これに基づき審議を行い、また、本件公文書のうち警察本部総務部総務課、防犯部保安課、刑事部捜査第一課及び札幌方面小樽警察署の平成5年度分の本件公文書の一部を抽出して実施機関等が主張する非開示としたことの妥当性などについて検証を行った。

(3) 旧条例第8条第1項本文又は新条例第10条第1項第1号（個人情報）の該当性について

ア 旧条例第8条第1項本文は、実施機関は、開示請求に係る公文書に、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの（法令及び他の条例の規定により何人でも取得することができる情報並びに公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報を除く。以下「特定個人情報」という。）が記録されているときは、当該公文書に係る公文書の開示をしてはならない旨定めている。

また、新条例第10条第1項第1号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められる情報は、非開示情報に該当する旨定めている。

新条例第10条第1項第1号に定める通常他人に知られたいと認められる情報は、旧条例第8条第1項本文に定める情報にも該当するものであり（ただし、逆は必ずしも成り立たない。）、新条例第10条第1項第1号に該当する情報及び旧条例の特定個人情報に該当し、新条例第10条第1項第1号にあてはめた場合にも非開示情報となる情報について、以下「個人情報」と称する。

イ 警部補以下の警察職員の氏名等情報について

実施機関等は、公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる公務員の職及び氏名については、原則開示であるが、警察業務は、警察規制を物理的かつ強制的に実現するというものであることから、相手方となる者の反発や反感を招きやすいという特殊性があり、そのため、警察職員及びその家族に対する嫌がらせや攻撃等の行為を防止するため、警部補以下の警察職員の氏名は一般に公にしていない。警部補以下の警察職員は、警察の第一線現場において警察を敵視する人物や団体等と対峙しつつ、日々業務を行っており、旅行者の氏名、請求者印及び領収印並びに受任者の氏名及び領収印（以下「氏名等情報」という。）を開示すると、敵対する勢力等から嫌がらせを受けたり、プライバシーを侵害されるおそれがあり、会計職員の印影を除き原則として非開示とする必要があると主張する。

ところで、当審査会の答申第2号（平成10年9月8日）において、公務員の職務の遂行に係る情報は、通常、これが公表されても社会通念上公務員個人のプライバシーを侵害するとは考えられないことから、旧条例第8条第1項本文の非開示情報には該当しないものと判断されており、新条例第10条第1項第1号においても、公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる公務員の職及び氏名は、公務員の私人としての行動又は私生活^{かか}に関わることがらではないから、通常他人に知られたいと認められる個人に関する情報とはいえず、原則として非開示情報には該当しないものとされている。

確かに、警察職員及びその家族に対する嫌がらせや攻撃等の行為を被るおそれは、警察業務の性質上、否定しがたいが、必ずしも警察職員固有の問題ではなく、警察職員以外の他の公務員にもあり得ることであり、あらかじめ、警部補以下の警察職員の氏名を一律に非開示とする理由にはならないし、また、公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる公務員の氏名は、公務員の私人としての行動又は私生活に関わることがらではなく、通常他人に知られたいと認められる個人に関する情報と

はいえ、原則として非開示情報には該当しないものとされていることから、氏名等情報は個人情報に該当しないものと判断する。

ウ 口座等情報について

実施機関等は、口座振替払の振込先銀行名、支店名及び口座番号（以下「口座等情報」という。）については、警察職員が私人の立場で任意に選定した銀行及び開設口座に関する情報であって、個人の私生活に係る情報で、これらの情報が開示されると、特定の個人が識別されるおそれがあり、かつ、純粋に私生活上の情報であることから、通常他人に知られたいと認められる情報に該当し、非開示とする必要がある、旅行者の氏名が非開示の場合でも所属部局課名及び職務の級を明らかにしていることから、職務の級から階級が推認され、旅行用務が開示の場合は、さらに担当する係名が特定されるなど口座等情報が開示されると、他の入手可能な居住地等情報と組み合わせることにより、当該職員が特定されると主張する。

確かに、口座等情報は、個人の私生活にかかわる情報であり、通常他人に知られたいと認められる。したがって、旅行者の氏名を非開示とした場合であっても、口座等情報を開示することにより、氏名が特定できる場合は非開示が妥当で個人情報に該当するものと判断する。

エ 給与の号俸について

実施機関等は、給与の号俸について、警察職員個人の給与に関する情報が開示されると特定の個人が識別されるおそれがあるとし、個人の給与額は、通常他人に知られたいと認められる情報に該当し、非開示とする必要があると主張する。

また、警察職員の給与は、北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号）で警察官は公安職給料表（同条例別表第1）、一般職員は行政職給料表（同条例別表第2）により、職務の級及び号俸ごとに規定され公となっており、さらに、警察官は職階制が採用され、その給与は基本的に階級と在職年数で区分されており、一般に公にしている職務の級の格付基準（初任給、昇格、昇級等の基準に関する規則（昭和48年北海道人事委員会規則7-405）別表第1）で職務の級ごとに警察本部、警察学校、方面本部、警察署における職名が指定されている。したがって、旅行者の氏名が非開示とされている場合であっても、旅行者の所属部局課名と職務の級を明らかにしていることから、職務の級が明らかになると階級が推認され、かつ勤務する警察本部、警察学校、方面本部、警察署の区分で職名が判明し、旅行用務が開示の場合は、さらに担当する係名が特定されるなど、給与の号俸が開示されると在職年数や職務の級の在級年数が推認され、と等の情報を組み合わせることにより、当該職員が特定されると主張する。

確かに、給与の号俸は、個人の所得にかかわる情報であり、通常他人に知られたいと認められる。したがって、旅行者の氏名を非開示とした場合であっても、給与の号俸を開示することにより、氏名が特定できる場合は非開示が妥当で個人情報に該当するものと判断する。

(4) 旧条例第9条第2項第1号又は新条例第10条第1項第3号（公共安全情報）の該当性について

ア 旧条例第9条第2項第1号は、実施機関は、開示請求に係る公文書に、開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の

捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報が記録されているときは、当該公文書に係る公文書の開示をしないことができる旨定めている。

なお、新条例第10条第1項第3号においても、旧条例第9条第2項第1号と同様に定めており、いずれかに該当する情報を以下「公共安全情報」と称する。

イ 警部補以下の警察職員の氏名等情報について

実施機関等は、公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる公務員の職及び氏名については、原則開示であるが、警察業務は、警察規制を物理的かつ強制的に実現するというものであることから、相手方となる者の反発や反感を招きやすいという特殊性があり、そのため、警察職員及びその家族に対する嫌がらせや攻撃等の行為を防止するため、警部補以下の警察職員の氏名は一般に公にしていない。警部補以下の警察職員は、警察の第一線現場において警察を敵視する人物や団体等と対峙しつつ、日々業務を行っており、氏名等情報を開示すると敵対する勢力等から嫌がらせを受けるおそれがあり、警察活動の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、会計職員の印影を除き原則として非開示とする必要があると主張する。

また、警部以上の警察職員は、組織的に管理者的な立場に立つ職員であることから、これらの職員の氏名を公にすることが公益上必要であるとの判断から、一般に公にしている。しかし、こうした職員の中にも個々の捜査活動に従事している者がおり、これらの職員の氏名については、犯罪の予防、捜査等の活動に支障を及ぼすおそれがあることから非開示とする必要があると主張する。

確かに、警察職員及びその家族に対する嫌がらせや攻撃等の行為を被るおそれは、警察業務の性質上、否定しがたい。

そうであれば、開示することにより、警察職員及びその家族に対する嫌がらせや攻撃を被るおそれがある場合等であって、警察活動の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合は、公共安全情報に該当するが、その保護対象は警部補以下又は警部以上の警察職員の階級にかかわらず、個別に検討し、判断すべきものと考ええる。したがって、警部補以下の警察職員の氏名等情報については、警部補以下の警察職員及びその家族に対する嫌がらせや攻撃を被るおそれがある場合等であって、警察活動の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときには、公共安全情報に該当するものと考ええる。

ウ 区分Cの非開示情報について

実施機関等は、別紙1の区分Cに掲げる旅行者の職名、警部以上の警察職員に係る旅行者の氏名、請求者印及び領収印並びに職務の級、旅行人数、用務、用務地、旅行期間、請求年月日、領収年月日、支出領収年月日、本科目の仕訳金額、概算額、精算額、金額（請求額）及び旅費積算内訳については、公にされていない警衛・警護業務の事前実査、秘匿裡^りに行われている捜査中の事件に係る検討会、打合せ等の用務に係るものであって、警察活動の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合には、非開示とする必要があると主張する。

旅行者の職名については、旅行者の氏名を非開示とした場合であっても、旅行者の職名を開示すると、所属部局課名等の他の情報を組み合わせることにより、当該職名に係る担当業務内容が推認でき、警察活動の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合には、公共安全情報に該当するものと考ええる。

警部以上の警察職員に係る旅行者の氏名、請求者印及び領収印については、イで

述べたとおり、階級にかかわらず、開示することにより、警察職員及びその家族に対する嫌がらせや攻撃を被るおそれがある場合等であって、警察活動の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときには、公共安全情報に該当するものとする。

職務の級及び旅行人数については、所属部局課名を開示していることから、当該旅行職員の職務の級を開示すると、職員の階級及び職名が特定又は推認され、また、担当する業務の内容が明らかとなり、さらに、旅行者の人数を開示すると警察活動に対する捜査体制等が明らかとなるなど警察活動の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合には、公共安全情報に該当するものとする。

用務、用務地及び旅行期間については、当該情報が明らかになると、警衛・警護実施計画、内偵捜査の進捗状況等が推認されるなど警察活動の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合には、公共安全情報に該当するものとする。

請求年月日、領収年月日及び支出領収年月日については、当該支払いの時期に関する情報が明らかになると、旅費の支払時期が、当該旅行用務の時期と近接していることから、警護実施計画、内偵捜査の進捗状況等を推認されるなど警察活動の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合には、公共安全情報に該当するものとする。

本科目の仕訳金額、概算額、精算額、金額（請求額）及び旅費積算内訳については、捜査中の事件に係る検討会等を特定の地域で実施・開催する場合において、当該支出金額に関する情報が明らかになると、当該実施・開催地域が特定又は推認されるなど警察活動の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合には、公共安全情報に該当するものとする。

エ 区分Dの非開示情報について

実施機関等は、別紙1の区分Dに掲げる旅行者の職名、警部以上の警察職員に係る旅行者の氏名、請求者印及び領収印並びに職務の級、旅行人数、用務、用務地、旅行期間、請求年月日、領収年月日、支出領収年月日、本科目の仕訳金額、概算額、精算額、金額（請求額）及び旅費積算内訳については、所属部局課名を明らかにしていることから、担当業務の内容が推認され、当該旅行用務に係る個別の警察活動の内容が推認されるおそれがある等の理由により非開示とする必要があると主張する。

また、例外として、捜査が終結し、刑が確定した事件、未決事件のうち、公訴の時効が成立した事件、警察が事件の全容を公表している事件などに係るものであって、公にしても公共の安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれのないものについては開示できるとしている。

実施機関等が主張している区分Dの原則非開示理由と区分Cの原則開示の例外として非開示とする理由は同旨であることから、旅行者の職名、警部以上の警察職員に係る氏名、請求者印及び領収印並びに職務の級、旅行人数、用務、用務地、旅行期間、請求年月日、領収年月日、支出領収年月日、本科目の仕訳金額、概算額、精算額、金額（請求額）及び旅費積算内訳については、区分Cの原則開示の例外と同様に、当該情報が明らかになると、当該旅行用務に係る個別の捜査活動等の内容が推認されるなど警察活動の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合には、公共安全情報に該当するものとする。

(5) 本件処分の妥当性について

本件公文書の一部を抽出して検証した結果として、原処分の非開示決定処分は妥当ではなく、別紙1の右欄の審査会の判断に基づいて開示の可否を決定すべきであり、個別の事例について検討すべきであるが、個別・具体的な検討に基づいて処分を行おうとすれば、容易に想像しがたい時間と労力及び経費を要することになることは明らかであり、社会通念を超えているものと言わざるを得ない。したがって、次のことから、本件異議申立てを認めることは相当ではないと判断した。

ア 本件開示請求の特殊性について

(ア) 異議申立人は、北海道警察本部、北海道警察学校、各方面本部及び各警察署を対象に、平成4年度から平成9年度までの多年度にわたる本件公文書を平成10年3月から同年5月にかけて短期集中的に開示請求を行っていた。

(イ) 実施機関等によれば、本件公文書は(2)の工のとおり、約42万7,000枚と推計され、これは旧条例及び新条例を通じて類を見ない分量であり、個々に具体的な判断をするとすれば、容易に想像しがたい時間と労力及び経費を要することになることは明らかである。

(ウ) 実施機関等によれば、一部開示を行うとするためには、3人の職員が専従するとして、約3年を要し、直接経費は約427万円と推計されており、このほかに、間接経費として、専従している3人の日常業務を臨時職員が補助するための人件費、専従している3人が日常業務を処理するための超過勤務手当が必要であり、また、仮に条例の趣旨を実現するため、6か月で開示するとした場合には、文書開示の担当部局である出納局職員の2割程度の人員が必要となり、支出命令書の審査事務、物品購入に係る契約事務、物品納入検査事務、財務事務の実地検査や支払証拠書類の審査事務など出納局全体の日常業務に多大な支障を及ぼすこととなるとしている。

(エ) このような事情を踏まえると、一方において、異議申立人の開示請求権は尊重しなければならないものの、他方、その経費等は究極的には道民の負担となることを考え併せ、その双方の調和を図るような条例の解釈・運用が必要とされているところである。

イ 一部開示の可能性について

旧条例第10条は、実施機関は、開示請求に係る公文書に、非開示情報とそれ以外の情報が記録されている場合において、非開示情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、当該非開示情報が記録されている部分を除いて、当該公文書に係る公文書の開示をする旨定めている。また、新条例第10条第2項においても、旧条例第10条と同様に定めている。

しかし、実施機関が本件公文書を一部開示するとなれば、これに費やされる労力、時間、経費は膨大になると考えられ、非開示情報とそれ以外の情報を容易に分離できるとは言い難い。

条例の趣旨は、原則開示であり、請求者の利便に最大限の配慮をすべきなのはいうまでもないが、本件開示請求に対応するとなれば、他の日常業務に著しい停滞や道民へのサービス低下も予想されるほか、多額の経費を道民が負担することとなり、道民が著しい不利益を被ることとなる。

以上のことからすれば、異議申立人の開示請求権を尊重しなければならないものの、非開示情報とそれ以外の情報を分離して開示することは、時間、経費等の面から容易ではなく、道民が被る不利益の程度や、異議申立人があくまでも全部の公文書の開示を求めたことなどを総合的に判断すると、本件については、旧条例第10条及び新条例第10条第2項に規定する一部開示の要件を満たしているとは認められないと判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成10年6月8日 平成10年6月17日 平成10年6月24日 平成10年7月3日 平成10年7月27日 平成10年8月4日 平成10年8月12日	<p>諮問書の受理 実施機関から関係書類（ 諮問文、 異議申立書の写し、 理由説明書、 公文書非開示決定通知書の写し、 公文書開 示請求書の写し、 異議申立ての概要、 対象公文書の写し） の提出</p>
平成10年7月6日 （第2回審査会）	<p>新規諮問事案の報告 14件 （ 諮問番号29～34、48、49、51、52、54、56、59、63） 実施機関から本件処分の理由等を聴取 実施機関から資料（「第2回情報公開審査会（公共安全情 報）における理由説明書」と題する書面）の提出 審議</p>
平成10年8月4日 （第3回審査会）	<p>新規諮問事案の報告 14件（ 諮問番号69、70、76～87） 事案関係者（北海道警察本部）から資料（「意見陳述骨子」 並びに「資料1警察法条文抜粋」及び「資料2広報資料・新 聞報道」と題する書面）の提出 異議申立人から「意見陳述書」の提出 審議</p>
平成10年9月1日 （第4回審査会）	<p>新規諮問事案の報告 16件（ 諮問番号94～96、105～117） 審議</p>
平成10年12月1日 （第7回審査会）	<p>審議</p>
平成11年1月13日 （第8回審査会）	<p>審議</p>
平成11年2月5日 （第9回審査会）	<p>審議</p>
平成11年3月11日 （第10回審査会）	<p>審議</p>
平成11年4月26日 （第11回審査会）	<p>審議 本件諮問事案の審議を併合することとし、第一部に付託</p>
平成11年5月17日 （審査会第一部会）	<p>審議</p>

年 月 日	処 理 経 過
平成11年6月21日 (第13回審査会)	実施機関から資料(平成11年6月1日付け北海道公報、北海道財務規則新旧対照表及び証拠書類の取扱いの新旧対照表)の提出 審議
平成11年6月28日 (審査会第一部会)	審議
平成11年10月4日 (第17回審査会)	審議
平成11年11月1日 (第18回審査会)	審議
平成11年12月6日 (第19回審査会)	審議
平成11年12月27日 (第20回審査会)	審議
平成12年1月17日 (第21回審査会)	審議
平成12年2月14日 (第22回審査会)	審議
平成12年3月6日 (第23回審査会)	実施機関から資料(「情報公開審査会用サンプル」及び「異議申立て(職員に対する旅費)に係る開示に要する経費について」と題する書面)の提出 審議
平成12年6月12日 (第26回審査会)	事案関係者から資料(「職員旅費概算精算請求書の「公共安全情報」該当性について」と題する書面及び非開示部分を示した対象公文書のサンプル)の提出 審議
平成12年7月17日 (第27回審査会)	事案関係者から資料(対象公文書の旅費概算精算請求書の開示箇所の変更部分についての資料及び「警察刷新に関する緊急提言」と題する書面)の提出 審議
平成12年8月8日 (第28回審査会)	審議
平成12年9月6日 (第29回審査会)	実施機関から資料(「行政職給料表」と題する書面)の提出 事案関係者から資料(「職務の級の格付基準」と題する書面)の提出 審議

年 月 日	処 理 経 過
平成12年11月7日 (第32回審査会)	審議
平成13年1月22日 (第35回審査会)	事案関係者から資料(「職員旅費」と題する書面)の提出 審議
平成13年2月23日 (第36回審査会)	審議
平成13年3月27日 (第37回審査会)	異議申立人から意見聴取 事案関係者から資料(「旅費概算精算請求書の記載項目及び非開示項目一覧表」と題する書面)の提出 審議
平成13年4月23日 (第38回審査会)	審議 新条例の一部改正により、北海道警察本部が事案関係者から参加人となる。
平成13年5月21日 (第39回審査会)	実施機関から資料(「異議申し立てに係る開示に要する経費等について」と題する書面)の提出 審議
平成13年6月11日 (第40回審査会)	審議
平成13年7月9日 (第41回審査会)	実施機関から資料(「旅費概算精算請求書の非開示項目及び非開示理由について」と題する書面)の提出 参加人から資料(「旅費証拠書類の非開示項目及び非開示理由について」、「青森県情報公開審査会答申(平成13年1月24日)」、「沖縄県公文書公開審査会答申(平成13年2月8日)」及び「富山県情報公開制度懇話会提言(平成13年3月19日)」と題する書面)の提出 審議
平成13年7月16日 (審査会第一部会)	審議
平成13年8月1日 (指名委員による調査)	実施機関等から提示された平成5年度の警察本部総務部総務課、防犯部保安課、刑事部捜査第一課、札幌方面小樽警察署の旅費概算精算請求書の写し1,419件を旅行用務別に4区分に分類して編さんしたもの及び該当のない用務について他の部署から該当する事例を検索し同様に編さんしたものに基づいて、指名委員(北海道情報公開審査会運営要領第14条第3項で準用する第9条第1項に基づき部会長が指名した委員)による調査が行われた。

年 月 日	処 理 経 過
平成13年8月3日 (指名委員による調査)	指名委員による2回目の調査が行われた。
平成13年8月6日 (審査会第一部会)	審議
平成13年8月17日 (審査会第一部会)	参加人から資料(「旅費証拠書類の非開示項目及び非開示理由について」と題する書面)の提出 異議申立人から資料(「意見書」と題する書面)の提出 審議
平成13年8月27日 (第42回審査会)	審議
平成13年9月3日 (審査会第一部会)	審議
平成13年9月10日 (第43回審査会)	答申案審議
平成13年9月10日	答申